最終更新日：2017年6月26日
日特建設株式会社
代表取締役社長 永井　典久
問合せ先：03-5645-5080
証券コード：1929
http://www.nittoc.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業活動を支えるすべてのステークホルダーの利益を重視し、かつ各種法規範のみならず、社内規範や社会の良識・常識をも遵守した企業倫理の重要性を認識するとともに、企業の継続的な発展と、社会的信用の獲得、また、反社会集団に対する不当利益供与の根絶等、経営の透明性、健全性を高め、社会基盤の整備に貢献できる組織の構築をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な方針としている。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】
当社は現在、コスト等を勘案し、電磁的方法による議決権の行使や招集通知の英訳を採用していません。今後、株主構成の変化等、状況に応じて検討を進めます。

【補充原則4-1-3】
当社は、「当社独立社外取締役・顧問弁護士を委員に含む任意の指名・報酬委員会」（以下「指名・報酬委員会」とする。）の審議を経た上で、取締役会において、人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中から、最高経営責任者としての職責を果たし得るその人物を代表取締役社長の後継者として選定することとしています。このように、当社は、適切な最高経営責任者を選定するプロセス及び態勢を確保していることから、現状においては、後継者の計画の策定までは行っておりません。なお、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）の策定については、今後、その要否も含めて検討を行ってまいります。

【補充原則4-10-1】
当社は、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していないところ、職務執行に係る知識・経験・能力が十分に備わった人員体制を維持すべく、経営陣幹部・取締役の指名については、当社の適正に評価された業績等を踏まえつつ、「指名・報酬委員会」の審議を経た上で決定しております。また、報酬については、適切、公正かつバランスのとれたものとするため、一定の基準に基づき一部業績連動の要素を反映させて「指名・報酬委員会」の審議を経た上で決定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、関係会社株式でなく、かつ純投資目的以外の目的で保有する株式を政策保有と位置付けており、顧客や取引先等の「株式を保有することにより取引株式との維持・拡大が期待される銘柄」について総合的な検討を踏まえ保有する方針としております。
政策保有株式の議決権行使については、株主総会招集通知に記載された議案とその内容について、必要に応じて当該企業の経営方針や経営戦略を参照のうえ検討を行い、適切に行使することを基本としておりますので、統一の基準を設けておりません。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、当社グループがその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ、取締役会規程付議基準に基づき取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

【原則3-1　情報開示の充実】
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
　経営理念
　・使命（Mission）
　安全・安心な国土造りに貢献する会社
　・価値観（Value）
　基礎工事における総合技術力と効率的な経営
　・あるべき姿（Vision）
　信頼される技術力に培われた、環境・防災工事を主力とした基礎工事のエキスパート
当社の経営理念　（http://www.nittoc.co.jp/company/policy.html ）
並びに当社の中期経営計画2017　（http://www.nittoc.co.jp/up_pdf/20170509150902_f.pdf）は、当社ウェブサイトにおいて開示しております。

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「I-1．基本的な考え方」をご参照ください。

（3）経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社は監査役会設置会社であって独立社外取締役が取締役の過半数に達していませんが、報酬については、適切、公正かつバランスのとれたものとするため、一定の基準に基づき一部業績連動の要素を反映させて「指名・報酬委員会」で審議のうえ、取締役会にて決定いたします。

（4）経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役会は、当社経営管理の意思決定機関として、経営の基本方針および業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役の職務の執行について報告を受け監督することを職務としております。これを満たす知識・経験・能力が確保できる人員体制を維持すべく、「指名・報酬委

員会」で取締役候補者選任について審議を経たうえで、指名を行っております。これにより、取締役候補を決定するに際し、知識・経験・能力のバランスがとれ、多様性と適正規模を両立した構成を確保いたします。また、社外監査役のうち１名は公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

(5)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
各取締役・監査役候補者の経歴につきましては、「株主総会招集ご通知」をご参照ください。
また、社外取締役・社外監査役の選任理由につきましては、本報告書「II-1．機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】(会社との関係(2))、【監査役関係】(会社との関係(2))」をご参照ください。

【補充原則4-1-1】
取締役会は、業務執行者による業務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令に規定する事項および取締役会規程に規定する重要な業務執行の決定等を通じ、当社のために意思決定を行います。こうした重要な業務執行以外の業務の執行及びその決定については、経営会議等の下位の会議体及び当該業務の統括役員(本部長)等に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体及び役員等の職務執行の状況を監督します。社外取締役は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ステークホルダーの視点に立ち、取締役会及び業務執行者経営者の業務執行並びに当社と経営陣等その他の関連当事者との間の利益相反を監督します。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、独立社外取締役を2名とする方針としております。現在、当社では、独立社外取締役を2名、社外取締役を1名選任しており、幅広い見地から経営全般に関する客観的・中立的な助言および意見を得るとともに、業務執行および利益相反に関する監督を受けており、現状の体制でも取締役会による経営陣に対するモニタリング機能は有効に働いていると考えています。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選任しております。

【補充原則4-11-1】
上記【原則3-1　情報開示の充実】(4)をご覧ください。

【補充原則4-11-2】
当社は、取締役、監査役の上場会社を含む他社での兼任状況について、事業報告、株主総会参考書類及び有価証券報告書などにおいて開示を行っております。

【補充原則4-11-3】
平成29年2月に各取締役に対し、アンケート方式にて自己評価を実施し、その結果を取りまとめ、外部機関により評価を行いました。
評価結果につきましては、取締役全体としての実行性はおおむね確保できていると分析・評価いたしました。

【補充原則4-14-2】
取締役および監査役は、その役割を果たすために、当社の財政状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し研鑽に努めるものとし、会社は、トレーニングに必要な機会を提供するものとします。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を促進するために、会社法、金融商品取引法その他関係法令に従った法定開示および自主規制機関の要請する開示並びにIR等の任意開示により必要十分な適時・適切な開示に努めております。当社の投資家説明会およびIR活動は経営企画部が担当し、株主との建設的な対話を実現するため、決算説明会、当社ホームページによる情報開示等の実施により、株主に対し、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エーエヌホールディングス	17,371,800	39.55
ケービーエル　ヨーロピアンプライベートバンカーズ　エスエイ　107704	4,468,900	10.18
インタートラスト　トラスティーズ(ケイマン)リミテッド　ソールリー　イン　イッツ　キャパシティー　アズ　トラスティー　オブ　ジャパン アップ	1,599,300	3.64
日本トラステイ・サービス信託株式会社(信託口)	1,425,400	3.25
日特建設社員持株会	1,157,141	2.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	817,200	1.86
インタートラスト　トラスティーズ　ケイマン　リミテッド　アズ　トラスティー　オブ　ジャパンーアップ　ユニット　トラスト	600,000	1.37
株式会社三井住友銀行	550,613	1.25
三井住友信託銀行株式会社	500,500	1.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口1)	396,600	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1　JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（同社他1社）から、平成28年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書により、平成28年12月15日現在で、2,082千株（割合4.74%）の株式を所有している旨の報告がありましたが、当社としては当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。
2　株式会社ストラテジックキャピタルから、平成29年2月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書により、平成29年1月25日現在で、2,199千株（割合5.01%）の株式を所有している旨の報告がありましたが、当社としては当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。
3　ハーリー　シキャブ（HALLEY SICAV）から、平成29年3月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書により、平成28年6月11日現在で、4,245千株（割合9.67%）の株式を所有している旨の報告がありましたが、当社としては当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。
4．当社は、自己株式1,352千株（割合3.08%）を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
麻生巌	他の会社の出身者							●				
渡邉雅之	弁護士											
中村克夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
麻生巌		―――	経営者として豊富な経験を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外取締役としての業務を適切に遂行していただけると判断して、選任している。
渡邉雅之	○	当社の独立役員である。	弁護士として培われた企業法務に関する専門的な知識と経験を有し、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏は独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定している。
			経営者としての豊富な経験を有し、また日本大学の要職を歴任しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外

中村克夫	○	当社の独立役員である。	取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。同氏は、独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定している。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	3	3	2	1	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	3	3	2	1	0	社内取締役

補足説明 更新

取締役会の任意の諮問機関として、「指名・報酬委員会」は、提出日現在、独立社外取締役2名を含む合計5名の取締役に、顧問弁護士1名を含めた6名で構成されています。
当社は、取締役会において経営の意思決定および監督を行っており、企業戦略等の方向性、重要な事案・リスクの分析と対応方針等を審議および決定しております。こうした職務執行に係る知識・経験・能力が十分に備わった人員体制を維持すべく、当社の適正に評価された業績等を踏まえつつ、「指名・報酬委員会」の審議を経たうえで、役員人事案を決定しております。また当社は、人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中から、最高経営責任者としての職責を果たし得る人物を代表取締役社長の後継者として「指名・報酬委員会」で審議のうえ指名し、取締役会で決定することとしています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に意見交換会を実施している。
監査役は、会計監査人が会社と行うミーティングに参加している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
磯野眞幸	他の会社の出身者													
小野淳史	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
磯野眞幸	○	当社の独立役員である。	大手金融機関において要職を歴任しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。同氏は、独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定するものです。
小野淳史		―――	公認会計士としての専門的な知識と経験を有し、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他

該当項目に関する補足説明 更新

取締役、常務執行役員については、一部業績の達成度合いに応じて、業績報酬を支給しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬の内容
（1）提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）	対象となる役員の員数（人）
取締役(社外取締役を除く)	125	125	6
監査役(社外監査役を除く)	15	15	1
社外役員	25	25	5

(注)1　社外役員の報酬には、平成28年6月24日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
　　2 当社役員のうち、報酬等の総額が1億円以上となる者はおりません。

（2）役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本方針の内容及び決定方法
　当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めていませんが、各役員の報酬額は、地位、経歴、実績などを勘案して決定しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役は、取締役会、監査役会に出席し、報告を受け協議をおこなっている。
社外取締役は、取締役会、経営会議等、重要な会議に出席し、協議をおこなっている。
管理本部総務人事部及び経営戦略本部スタッフは、社外取締役・監査役に対して、取締役会、経営会議等、重要な会議資料を提供する。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）当社の取締役は10名で、このうち社外取締役が3名（うち独立役員は2名）となっている。
当社の取締役会は、原則として取締役会を月1 回開催、経営上の重要方針を判断するために、経営会議を月1 回開催、各本部長、執行役員を中心に構成する業務執行者会議を月1 回開催している。
従って、当社の取締役会は、経営に対する充分な監督機能を有していると認識している。
また、管理本部総務人事部及び経営戦略本部スタッフは、社外取締役に対して、取締役会、経営会議等、重要な会議資料を提供している。
取締役の報酬は、株主総会で定める。
個別具体的な金額は、取締役会で協議のうえ決定する。
（2）監査役は3名で、このうち2名は社外監査役（独立役員は1名）である。監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行を監査するとともに、議案審議等についての発言を適宜行っている。
監査役の機能強化に係る取組みとして当社では、管理本部総務人事部及び経営戦略本部スタッフが、監査役に対して、取締役会、経営会議等、重要な会議資料を提供し、監査役の機能強化及び内部統制評価の機能強化を図っている。
監査役の報酬は、株主総会で定める。
個別具体的な金額は、監査役会で協議のうえ決定する。
（3）現状の体制を採用している理由
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、建設業、コンプライアンス、経営に関する専門的な知識と経験を有する人材を配置し、変動の激しい業界における人脈の確保、情報収集と分析を通して、業績の回復を図っている。
なお現状では、取締役10名中、3名が社外取締役、監査役3名中2名が、社外監査役であり、客観的な見地から経営監視の役割を担っている。また、当社の経営・業務執行の意思決定においては取締役会のほか、経営会議、業務執行役員会議等による審議を通して、透明性、適法性などの監視機能を果たしている。
（4）監査部は、独立した組織として設置され、グループ各社を含む会社のコンプライアンス体制の整備、リスク管理の状況等を監査する。監査部は監査役と連携を図っている。
（5）会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査については監査法人保森会計事務所と監査契約を締結している。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっている。業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係わる補助者の構成は下記のとおりである。
・業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数
渡部　逸雄
若林　正和
※継続監査年数については、両公認会計士とも7年以内のため記載していない。また、監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士5名である。
（6）コンプライアンス経営によるリスク管理の強化を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、「行動規範（コンプライアンス基本方針）および「コンプライアンスマニュアル」を定め、法令遵守はもとより企業倫理や環境問題等の社会責任に基づいた企業行動の徹底を図っている。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

1.コーポレート・ガバナンス体制を採用する理由
当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、経営環境への迅速な対応、業務の意思決定・執行・監督について、リスク管理、コンプライアンスの徹底及び内部統制の向上を図るため、現在の体制を採用している。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料を掲載。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営戦略本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	社外に向けた経営情報の提供のために、ホームページの適時更新をはじめとするIR・広報活動を積極的に行っている。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方
当社グループは、経営理念を実践するために得意分野である基礎工事に経営資源を集中し、社会ニーズである環境・防災技術の開発・改良を進めている。
◆経営理念
・使命（Mission）
安全・安心な国土造りに貢献する会社
・価値観（Value）
基礎工事における総合技術力と効率的な経営
・目標（Vision）
信頼される技術力に培われた、環境・防災工事を主力とした基礎工事のエキスパート

また、当社では、社会から信頼と企業価値を高めるために、“内部統制（コンプライアンス、リスク管理）の強化”を、経営の最重要課題として取り組んでおり、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を構築することが、経営の責務であり、取締役会で内部統制システムの基本方針を決議した。
2. 内部統制システム構築に関する基本方針
（1）取締役、使用人の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制
a.社外取締役を選任し、取締役の職務執行を取締役会で報告させることにより法令および定款適合性を監視する。
b.当社および当社子会社を対象とするコンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制の規程を整備する。当社および当社子会社の全使用人に法令遵守の「誓約書」を提出させ、啓発活動を行う。
c.代表取締役社長は、各部所および当社子会社にコンプライアンス推進責任者を配置して全使用人に法令、定款および各種管理規則・規程の周知徹底および遵守を図る。
d.取締役会の下に、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社および当社子会社を対象としてコンプライアンスプログラムを定めるとともに、その進捗管理を行う。また、コンプライアンス委員会で協議・決定事項については取締役会へ報告する。
e.独占禁止法および建設業法ならびに労働安全衛生法については、コンプライアンス委員会の下に小委員会を設置し、これら法令に関する当社および当社子会社における教育計画の作成および営業担当者、工事担当者を対象にした研修を定期的に行う。
f.当社および当社子会社を対象として、法令違反や社内不正などの防止および早期発見を目的とした企業倫理ヘルプライン制度を設け、コンプライアンスに関する相談・通報・監視の補完を図る。その窓口には、社内のほか外部の弁護士を充てる。また、法令・規則規程違反や社内不正の事実が発生した場合は、賞罰委員会で審議し、その処分を代表取締役社長が決定する。
g.財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法および東京証券取引所規則との適合性を確保するため、代表取締役社長は経営戦略本部 内部統制部を指揮して整備および運用についての評価をするとともに、必要に応じて業務プロセスおよび規程の見直しを関係部所に指示する。また、財務報告に係る内部統制の評価報告書を取締役会に提出し報告する。
（2） 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
a.管理本部担当取締役は、当社および当社子会社の文書管理統括責任者として取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録・保存する等の管理を行う。
b.重要な会社情報については、法令、東京証券取引所規則および社内規程等に従い、適時かつ適切に開示する。
c.情報セキュリティに係る体制については、専門部所を設けて十分な体制を構築する。
d.取締役および監査役は、当社および子会社取締役の職務執行に係る文書等を閲覧できるものとする。
（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a.当社および当社子会社の事業推進に伴う損失の危機（以下「リスク」という）の管理に関して、リスク管理規程に定める。
b.当社および当社子会社の部所毎に統制すべきリスクを明確化してリスク管理プログラムにより統制活動を行う。
c.取締役会の下に代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社および当社子会社のリスク管理プログラムの進捗管理を行い、取締役会に報告する。
d.危機管理規程に基づき、当社および当社子会社の有事の際の迅速かつ適切な危機管理体制を構築する。
（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a.当社および当社子会社の取締役会は、取締役、使用人が共有する経営方針を定め、業務執行取締役はその経営方針に沿った各部所の目標と達成の方法を実行計画に定める。
b.当社および当社子会社の業務執行状況については、毎月開催する業務執行者会議・経営会議にて確認する。また、取締役会は、業務執行取締役より四半期ごとにその報告を受け、必要に応じ業務執行取締役に改善を促し、業務を遂行する体制を確保する。
c.経営戦略本部は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督する。
d.当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
（5）当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
a.関係会社管理規程に基づいて経営戦略本部 関連事業部が、子会社の業務の内部統制を行う。
b.当社より当社子会社へ取締役を派遣し、子会社取締役の職務執行を監視し、子会社の取締役の職務執行状況を当社取締役会に報告させる。
c.子会社のコンプライアンス、情報の保存・管理およびリスク管理については、当社の規則規程に基づいた運用を図る。また、コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会は、子会社に進捗状況の報告を求め、必要に応じて助言・指導を行う。
d.経営戦略本部 関連事業部は、子会社の関連する業務についてその適正および進捗状況について監視・監督を行い、当社会議等で報告をする。また、重要事項については、子会社で機関決定する前に経営戦略本部 関連事業部に報告を求め、必要に応じて当社取締役会での承認を求める。
（6）監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
a.監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合はこれを配置するものとし、配置に当たっての人事等については、監査役と協議の上決定するものとする。
b.監査役の職務を補助する使用人への指揮命令権は監査役に属するものとし、監査役より監査業務の補助の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役および所属部所長の指揮命令を受けないものとする。
c.監査役の職務を補助する使用人の異動、処遇（査定を含む。）、懲戒等の人事事項については、監査役と協議のうえ実施するものとする。
（7）取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
a.当社の取締役もしくは使用人、当社の子会社の取締役、監査役もしくは使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役会に対し、法定の事項に加え、当社および当社子会社に重大な影響を及ぼす事項および企業倫理ヘルプラインへの通報情報をすみやかに報告する体制を整備する。
b.上記通報、報告を行った事を理由に不利な取り扱いを受けない体制を整備し、経営戦略本部は、役職員に対する教育、研修の機会を通じて、

周知を図る。
c.報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。
（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a.監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席する。
b.監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社および当社子会社の取締役または使用人にその説明を求める。
c.監査役会は、代表取締役社長、会計監査人、監査部、子会社取締役とそれぞれ定期的に意見交換会を設定する。
d.監査役による監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保するべく予算を措置する。
e.監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。
f.監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用または債務を処理する。
（9）内部統制における監視体制
a.内部統制システムの有効性を監視するため、取締役会は、直轄の内部監査組織として監査部を設置する。
b.取締役会は、当社および当社子会社の業務執行取締役・使用人の職務執行が法令および規則規程に適合し、有効に機能しているかを監査部に定期的に監査させて、その報告を受ける。
c.取締役会は、代表取締役社長から、経営戦略本部 内部統制部が作成した財務報告に係る内部統制の評価報告書の提出を受ける。
d.取締役会は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会からコンプライアンスプログラムの実行状況等について報告を受ける。
e.取締役会は、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会からリスク管理プログラムの実行状況等について報告を受ける。
f.取締役会は、上記の報告に基づき、必要に応じ業務執行取締役に改善を促し、業務の適正を継続的に確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1 反社会的勢力排除について
当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を、次の通り、決議した。
⑴.当社は、「行動規範」（コンプライアンス基本方針）において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体（以下「反社会的勢力等」という。）には厳しく対処すると定め、全使用人に周知する。
⑵.反社会的勢力等からの不当な要求等については、外部の専門機関（顧問弁護士、警察署、特殊暴力防止対策連合会等）と連携し、不当要求等に応じない体制を整えて一層の充実に努める。
⑶.反社会的勢力等による不当要求等に対応する使用人の安全を確保する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1.適時開示の基本方針
当社グループは、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に、適時に、適切な情報を公平に開示するよう努めるとともに、特定の者に特定の情報を与えません。
当社グループは、東京証券取引所の定める適時開示に関する規則に準拠した情報ならびに、その他の重要な情報を迅速に公開するほか、当社グループを理解していただくために有効な情報についても積極的に開示致します。

【参考資料：模式図】

コーポレート・ガバナンス体制図

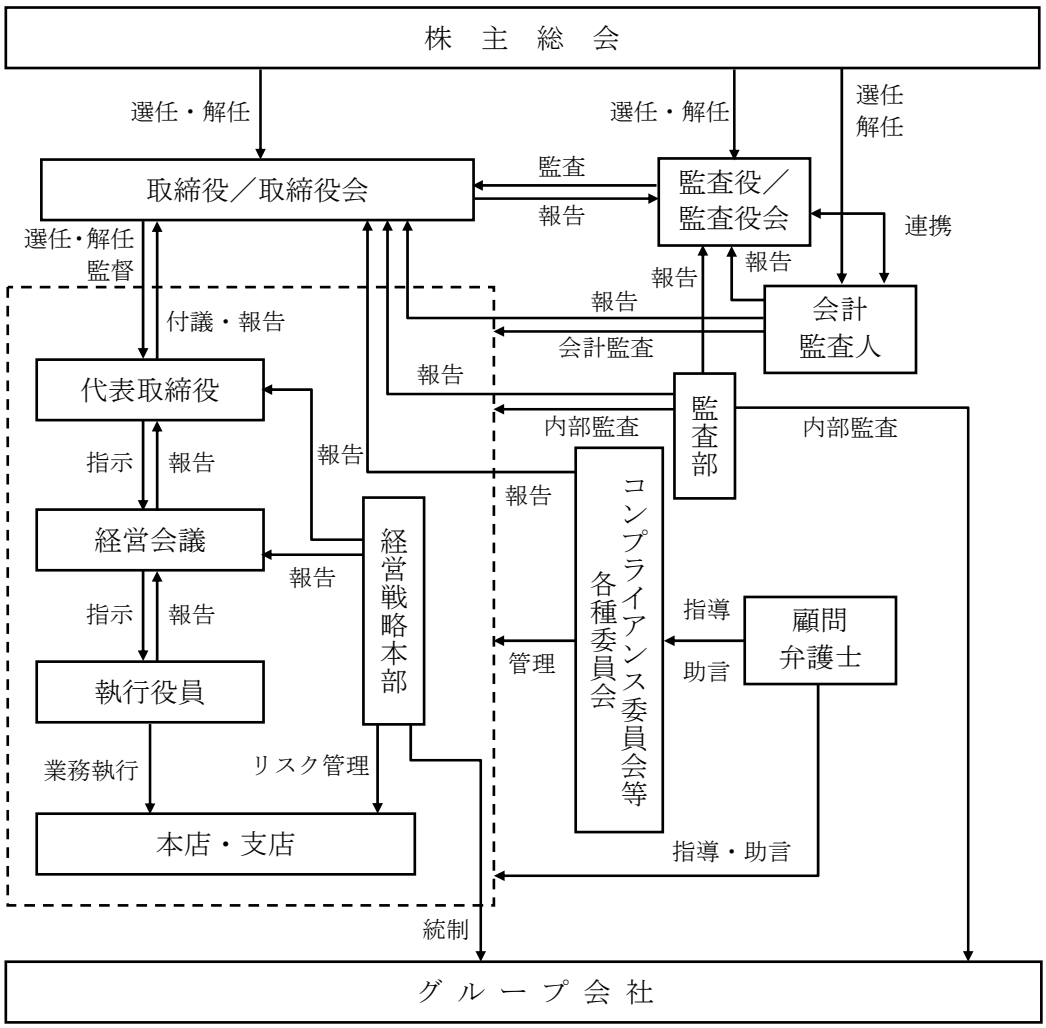

【参考資料：模式図】

適時開示体制の概要

決定事実

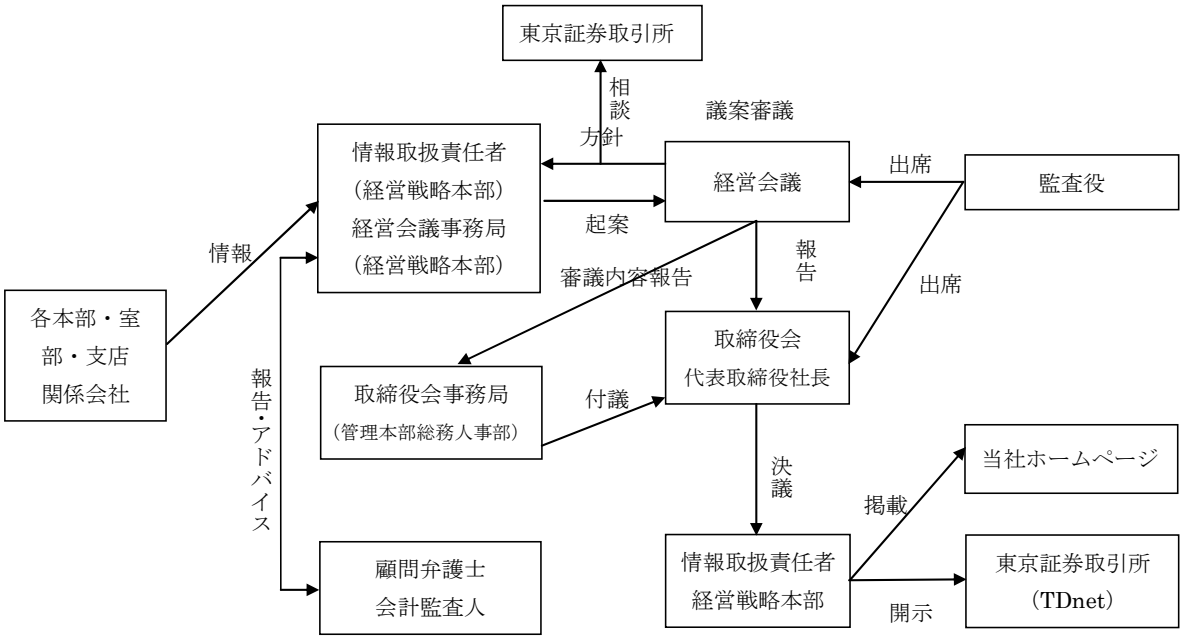

発生事実

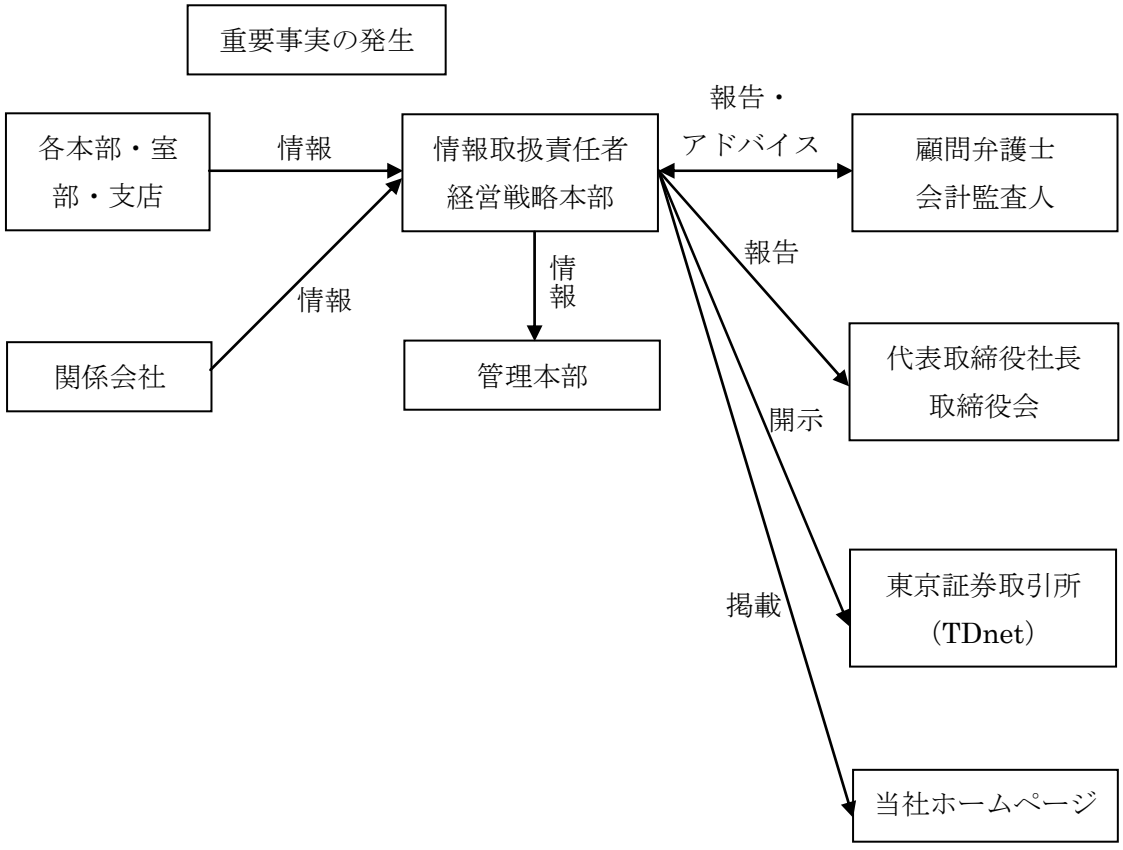

決算に関する情報

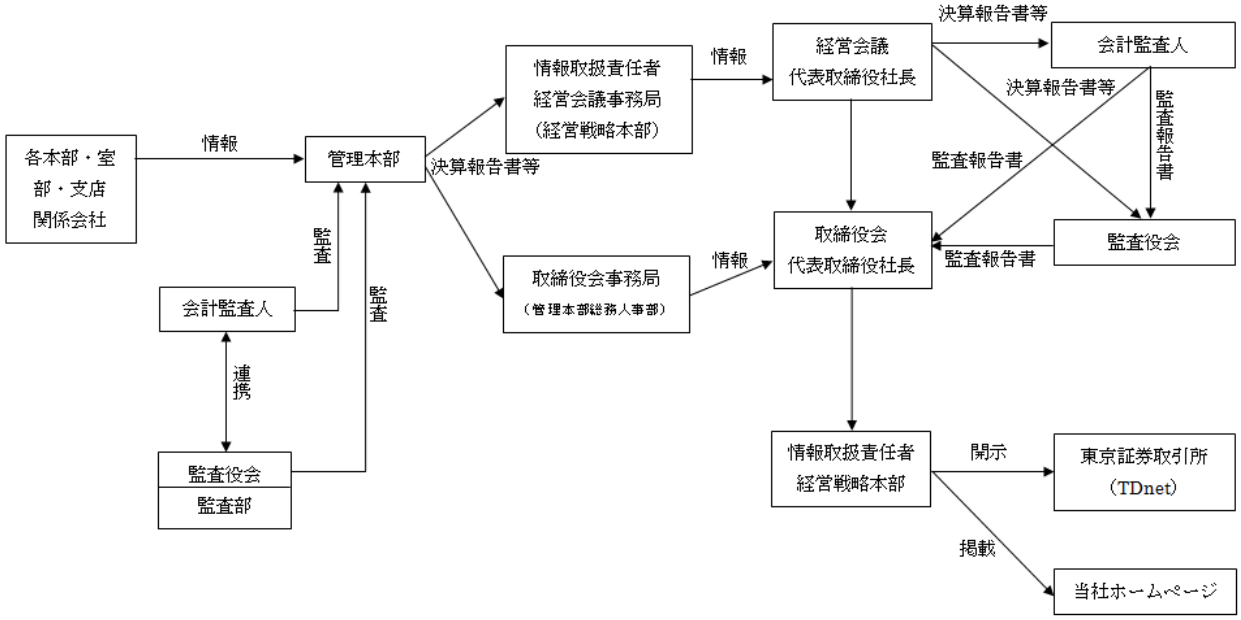
各本部・室
部・支店
関係会社
情報
管理本部
決算報告書等
情報取扱責任者
経営会議事務局
（経営戦略本部）
情報
経営会議
代表取締役社長
決算報告書等
会計監査人
決算報告書等
監査報告書
監査報告書
監査
監査
会計監査人
連携
取締役会事務局
（管理本部総務人事部）
情報
取締役会
代表取締役社長
監査役会
監査報告書
監査役会
監査部
情報取扱責任者
経営戦略本部
開示
東京証券取引所
（TDnet）
掲載
当社ホームページ